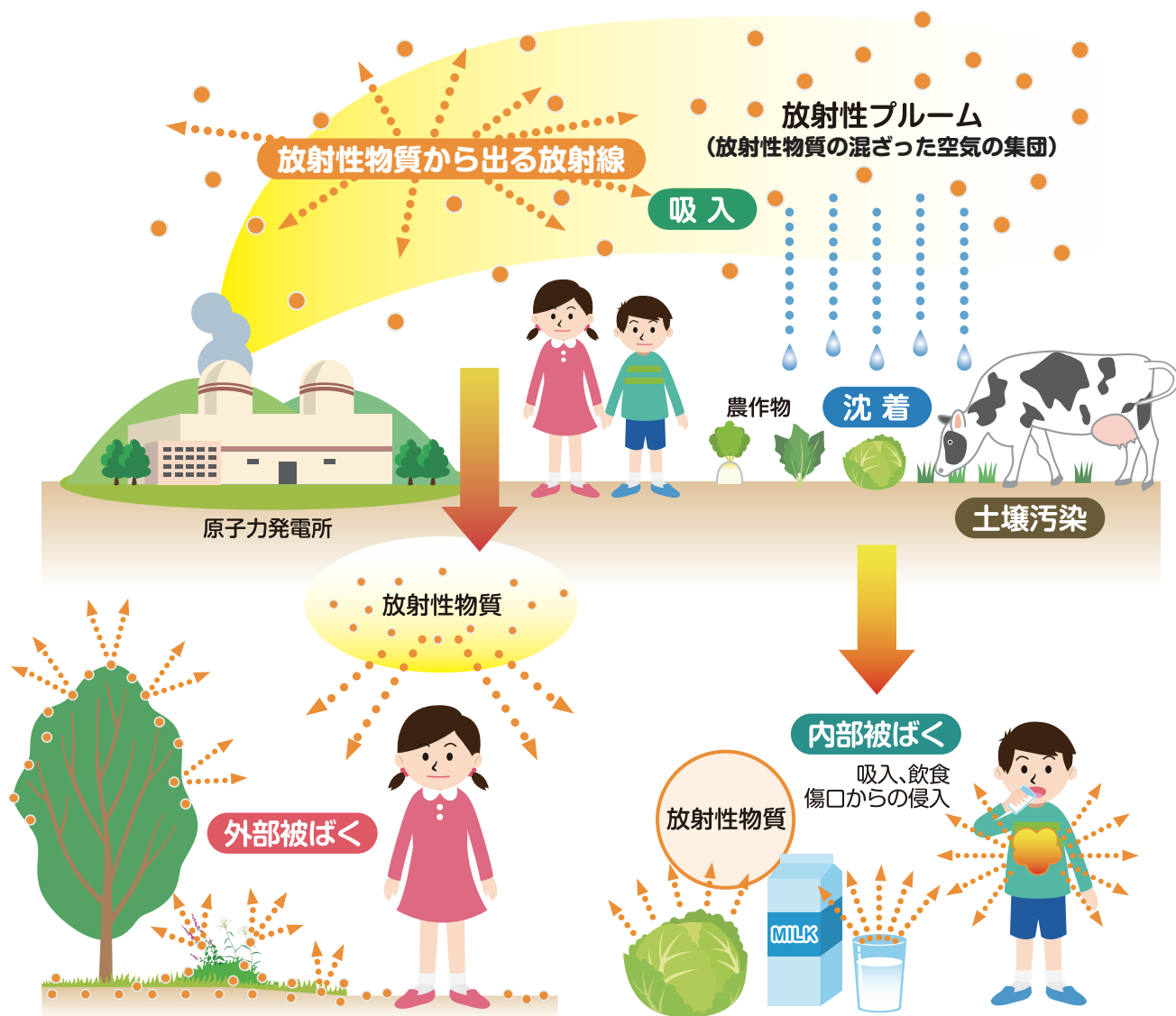


原子力防災の手引き

原子力災害の影響

原子力発電所で事故が起きた場合は、周辺地域に放出された放射性物質に汚染されたり、放射線を受けて被ばくするおそれがあります。



『被ばく』と『汚染』の違い

『被ばく』とは放射線を受けることで、放射性物質が皮膚や衣服に付着した状態を『汚染』と言います。

『外部被ばく』と『内部被ばく』について

『外部被ばく』とは、身体の外部から放射線を受けることです。

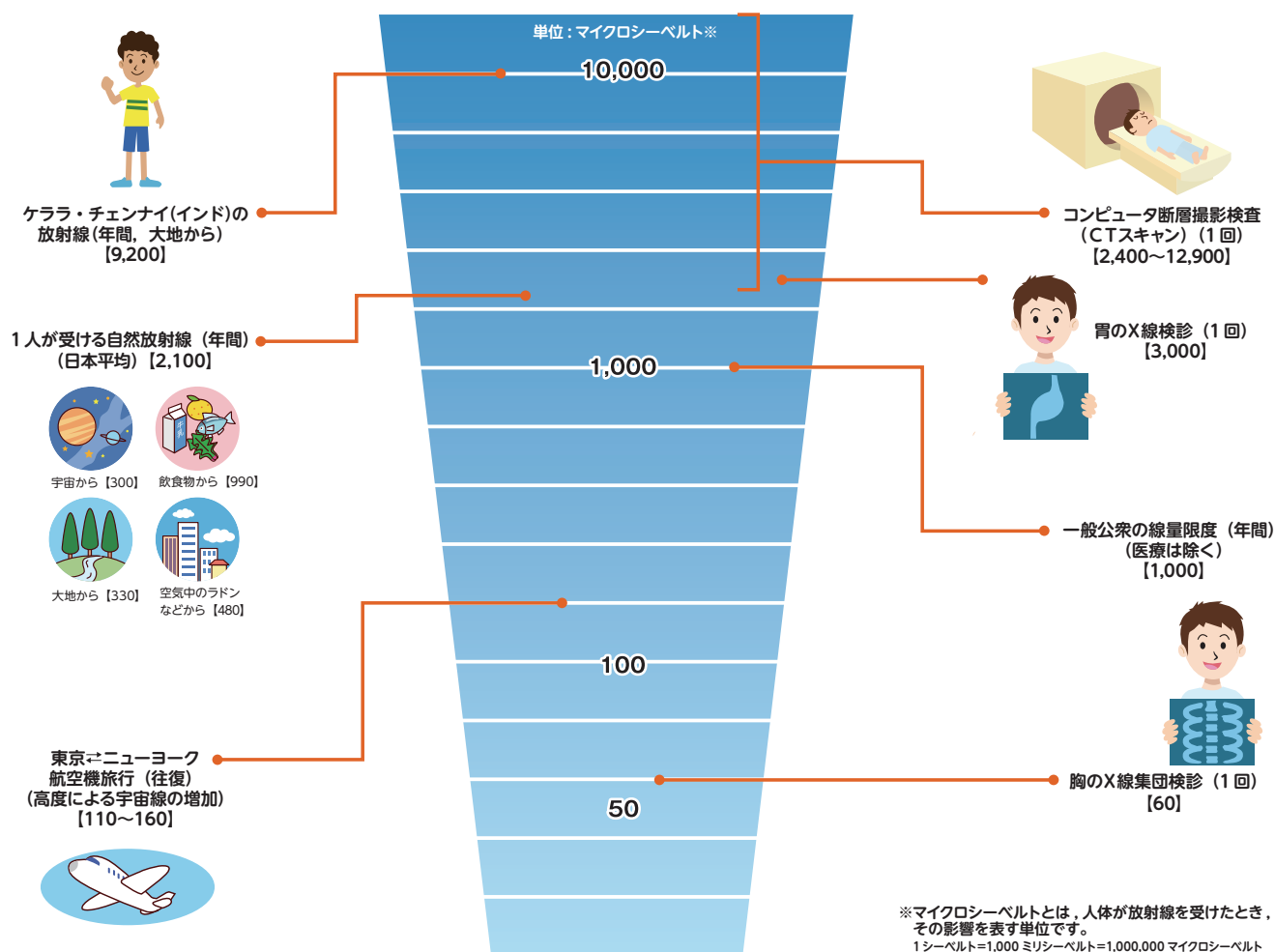
『内部被ばく』とは、人が呼吸や飲食物から体内に取り込んだ放射性物質から、体内の組織や臓器が放射線を受けることです。



京都市

① 日常生活と放射線

私たちは生活の中で、大地や飲食物などにもともと含まれている放射性物質から放出されたり、宇宙から来る放射線を少しずつ受けています。また、病気の診断や治療等で受ける放射線もあります。放射線は体の細胞などを傷つけますが、私たちの体はその傷を修復する仕組みを持っており、日常生活や医療で受ける程度の放射線では、健康に影響が出ることはありません。



(環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (平成 30 年度版)」) をもとに作成

② 原子力発電所と原子力災害対策

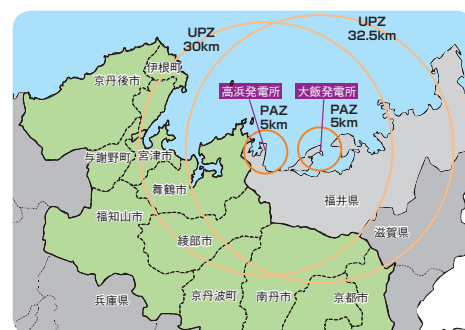
(1) 京都市に近い原子力発電所

京都市に最も近い原子力発電所は、関西電力㈱の大飯発電所です。京都市は国の原子力災害対策指針や放射性物質拡散予測の結果を参考に、大飯発電所の半径32.5km圏内を含む地域をUPZ※とし、市民の皆さんの生命、財産を守るために策定した、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」において、様々な防護措置を定めています。

また、万一、大飯発電所と同社の高浜発電所で事故が発生し、住民の避難が必要になった場合、京都市は舞鶴市からの避難者を受け入れることになっています。

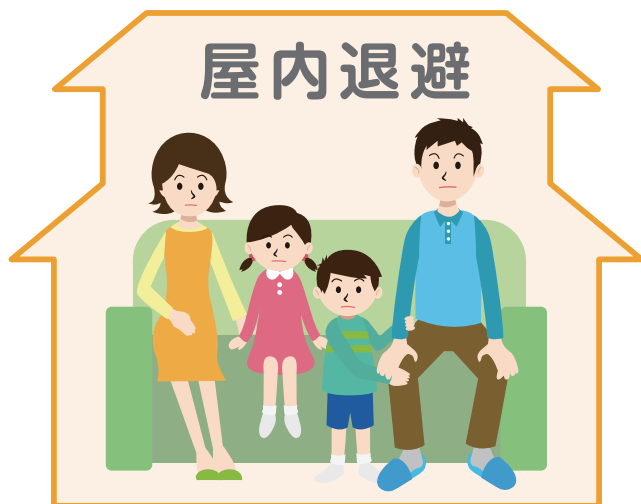
※UPZ Urgent Protective action planning Zone の略で「緊急防護措置を準備する区域」のことをいいます。(左京区:久多・広河原地域 右京区:京北上弓削町の一部)

PAZ Precautionary Action Zone の略で「予防的防護措置を準備する区域」のことをいいます。(京都市に該当区域はありません。)



(2) 被ばくを避けるために～原子力災害対策の基本的な考え方～ ◇◇

被ばくを避けるためにとる行動のことを「防護措置」といいます。防護措置には、次のような種類があります。（必要な防護措置は、原子力発電所の状況や放射性物質の拡散状況によって異なります。）



屋内退避（＝建物の中に入る）

「屋内退避」することで、放射性物質の混ざった空気を吸い込むことによる内部被ばくを防ぐとともに、放射性プルームからの外部被ばくを軽減します。

UPZ内の住民等は、大飯発電所が全面緊急事態※に至った場合には、予防的な防護措置として「屋内退避」を原則実施します。

※ 全面緊急事態 原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた段階です。

※ この段階で、内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言をすることになっています。

一時移転・避難

放射性物質等の放出源（原子力発電所等）から離れることで、被ばくの低減を図ります。緊急に実施することを「避難」といい、緊急ではないが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度）のうちにその地域から離れることを「一時移転」といいます。

「一時移転」や「避難」の実施は、災害発生後の空間放射線量率の測定値※によって判断します。

※ 「一時移転」、「避難」の判断基準

- 一時移転：20マイクロシーベルト／時以上が持続する区域の住民等は、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転
- 避難：500マイクロシーベルト／時以上の区域の住民等は、数時間内に避難



大飯発電所で事故などの異常事態が発生すると、国、京都府、関西電力㈱から京都市に連絡があります。

UPZ地域では、市からの情報を防災ラジオ・屋外スピーカーでお知らせします。その他、テレビ、ラジオ、市のホームページなど様々な手段で、次のような情報を市民の皆さんにお知らせしますので、デマや風評に惑わされず、正しい情報に基づいて行動してください。

① 異常事態が生じた施設名、発生時刻、異常事態の内容

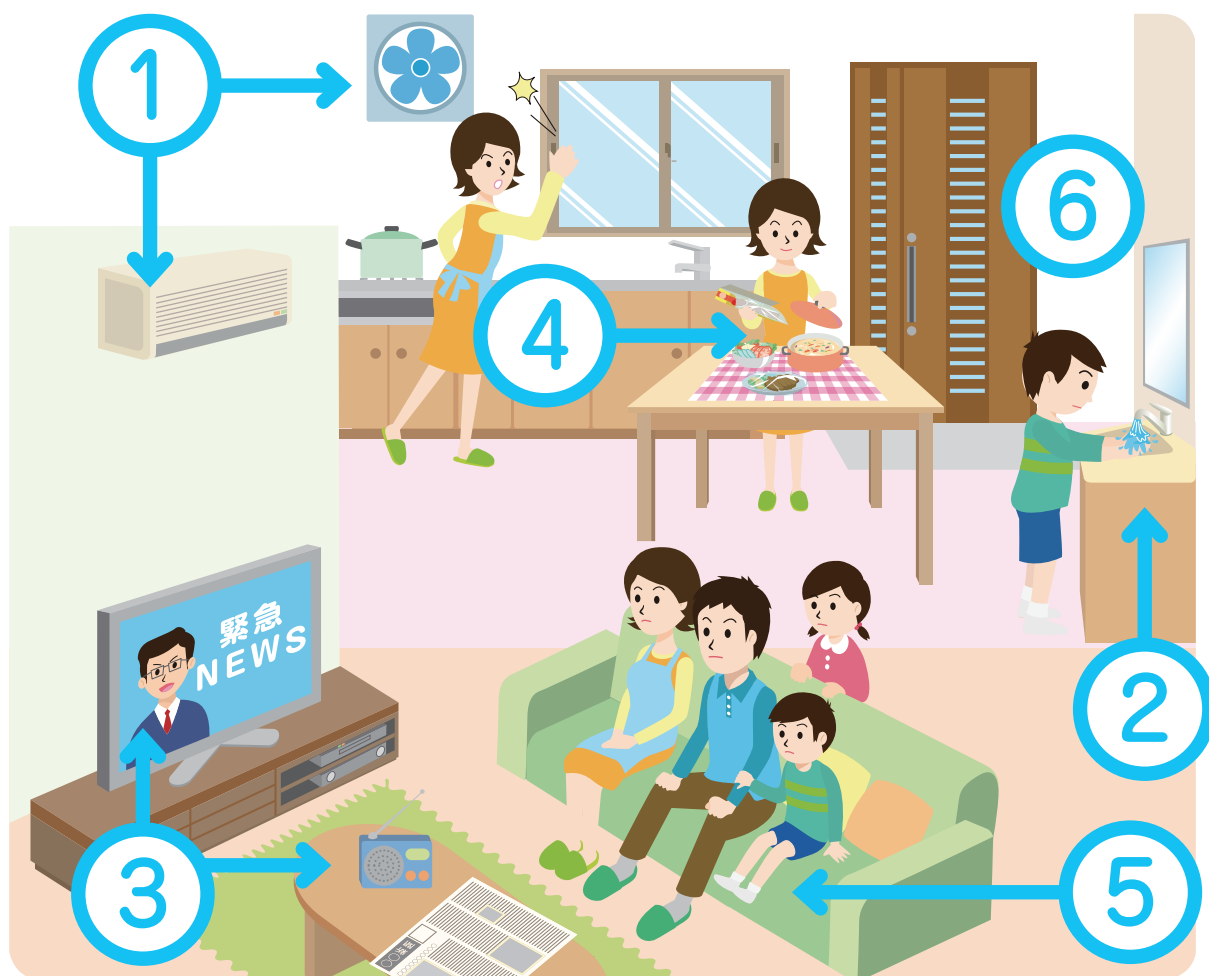
② 周辺環境状況（空間放射線量率の測定値など）及び今後の予測

③ 住民の皆さんにとっていただきたい行動（屋内退避、一時移転・避難）など

③ 災害時の行動

(1) 屋内退避

- 屋内退避することで、建物の気密性と遮へい効果により、放射線による影響を回避したり、低減させることができます。
- 市からの屋内退避の指示に従い、自宅など建物の中に入ってください。
- テレビ、ラジオ、市のホームページ等の情報に注意し、外出は控え、屋内退避を継続してください。
- 屋内退避の指示が出ていない地域の方も、情報に注意してください。



① 放射性物質を含む外気の侵入を防ぐ。
(窓、扉等すべての開口部を閉鎖し、換気扇を止める。)
※一般的なエアコンは外気を取り入れないので、屋内退避中でも使用できます。

③ 正確な情報を得る。
(テレビ、ラジオ、市のホームページ等から正しい情報を得て、デマや風評に惑わされない。)
※UPZ地域では、市からの情報を防災ラジオ・屋外スピーカーでもお伝えします。

⑤ 新しい指示が出るまで、落ち着いて待機する。
(一時移転・避難の指示が出たときに備え、非常時持出品、着用する衣類を確認する。)

② 外から帰ってきたら、身体に付いた放射性物質を洗い流す。
(着替えて顔や手を洗い、うがいする。)

④ 屋内にあったものは飲んだり食べたりできる。
(食品にフタをしたりラップをする。)
※屋内退避は数日間継続することもあるので、日頃から食料や飲料水を備蓄しましょう。

⑥ 指示があるまで外出しない。

(2) 一時移転・避難

●一時移転・避難が必要になった場合は、市から指示します。UPZ内の地域では、避難時集合場所へ集合し、自家用車等に乗合わせるなどして、避難所に避難してください。

避難する際の手順等



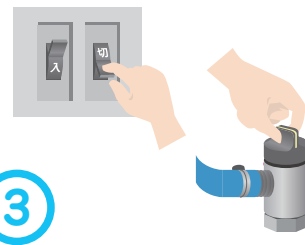
①

指示の内容をよく聞きましょう。



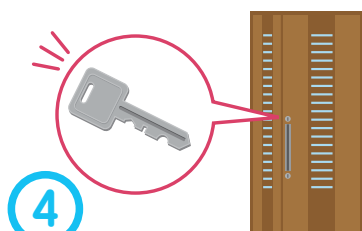
②

素肌を露出させないよう、マスク、長そでの上着、長ズボン等を着用し、持出品を準備しましょう。



③

電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めましょう。



④

戸締りをしましょう。



⑤

となり近所に声を掛け合いましょう。



⑥

市の指示に従って避難しましょう。

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの
要配慮者への配慮

- ・要配慮者の避難を優先してください。
- ・避難中に健康状況を悪化させないように十分注意してください。
- ・処方薬やアレルギー対応食品などの必需品を持参してください。

●普段から、屋内退避のための備蓄品や、避難のための非常時持出品を準備しておきましょう。

●備蓄品や非常時持出品は、自然災害時とほとんど同じものです。

備蓄品・非常時持出品の例

貴重品など



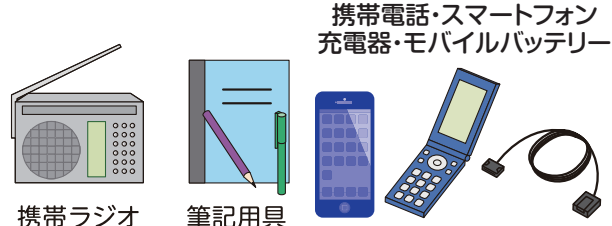
預金通帳
印鑑

お薬手帳・健康保険証

運転免許証

現金

情報を得たり伝えるもの



携帯ラジオ

筆記用具

携帯電話・スマートフォン
充電器・モバイルバッテリー

身の安全や健康を守るもの



懐中電灯

着替え
防寒具
傘などの雨具

予備電池

処方薬

乳児用ミルク

オムツ

生理用品

備蓄品



非常食
(アレルギー対応食品)

飲料水

一時移転・避難時に着用するもの



フードのついた
ビニールカッパ

マスク

帽子

手袋

長そで、長ズボン

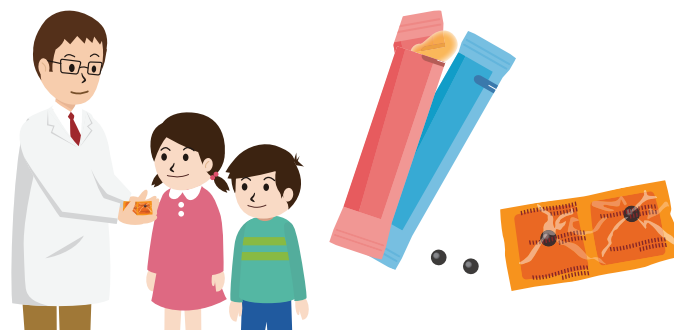
(3) 避難所までの流れ



Q1. 安定ヨウ素剤とは

- 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への内部被ばくを低減させるための薬です。（放射性物質に対する万能の治療薬ではありません。）
- 年齢が低いほど甲状腺の内部被ばくによる健康へのリスクが高いため、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦、未成年者（乳幼児を含む）とされています。
- 避難又は一時移転が必要になった際に、国が配布や服用の判断を行い、市が対象地域の皆さんに配布します。（市が備蓄しています。）

対象者	服用量	
新生児	ゼリー剤	16.3mg
生後1か月以上3歳未満		32.5mg
3歳以上13歳未満	丸剤	1丸
13歳以上		2丸

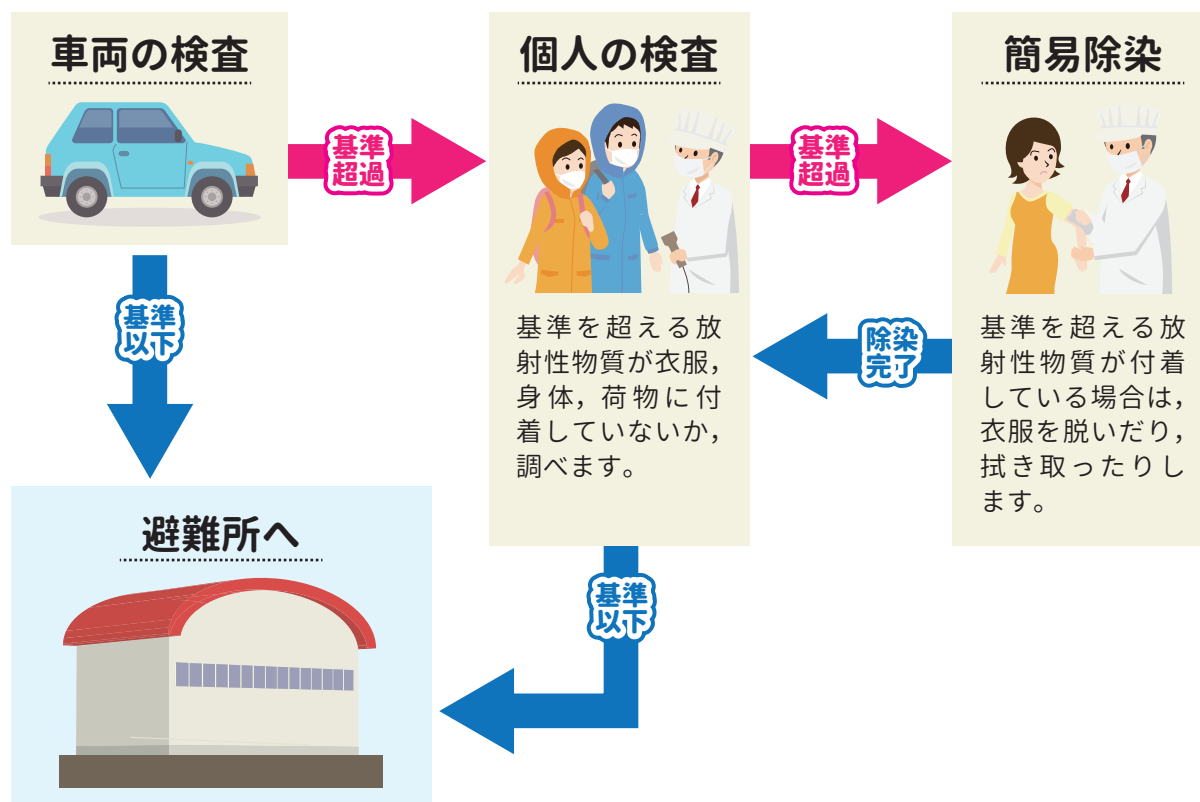


服用にあたっての注意事項

- 1回（適量）の服用で、安定ヨウ素剤により副作用が生じる可能性は、極めて低いとされています。
- ヨウ素（ヨード）に対する過敏症（アレルギー）のある方は服用できません。また、医療機関を受診されている方は、事前に主治医に安定ヨウ素剤の服用について相談しておきましょう。
- 適切なタイミングで服用しなければ効果が得られないため、国や市の服用の指示に従い、服用してください。

Q2. 避難退域時検査とは

- 避難所に向かう途中で、避難車両や避難者に放射性物質が一定基準を超えて付着していないかを確認します。



複合災害時の対応について

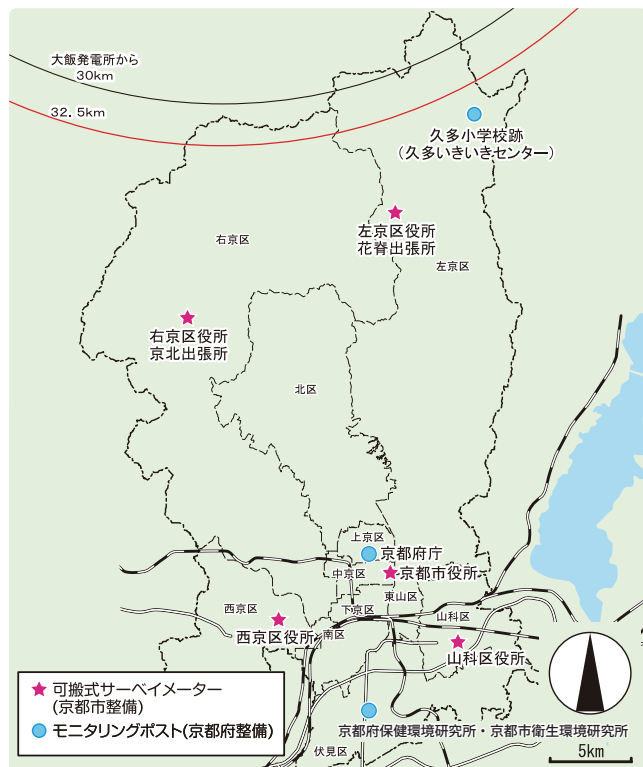
- 自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合には、まず自然災害に対する安全を確保し、その後に原子力災害に対する避難行動をとることが基本です。
- 大雨等により土砂災害や洪水の危険が高まった場合、土砂災害や洪水からの避難行動を優先します。指定緊急避難場所等、安全な場所に速やかに避難してください。
- 地震や余震により屋内退避の継続が困難な場合には、地震に対する避難行動を優先します。指定避難所等に避難してください。



④ 原子力災害への備え（平常時の取組）

環境放射線モニタリング

○事故の影響を正しく把握するために、平常時の環境放射線モニタリングを行います。



測定・検査項目	測定・検査の頻度等
①空間放射線量率 	固定式モニタリングポスト（4箇所）では連続測定 可搬式の測定器（5箇所）では毎週1回測定
②水道水 （原水や給水栓水） 	第2疏水取水口の水道原水，市内の給水栓水（3箇所）では毎月1回検査 地域水道・京北水域水道（5箇所）の水道原水及び給水栓水では3箇月に1回検査
③農産物 	市内産農産物を毎月1品目検査
④河川水・底質土 	6河川（鴨川，高野川，桂川，天神川，宇治川，小畑川）7地点で年1回検査

避難計画の作成・原子力防災訓練の実施

- 本市のUPZ各地域の住民の皆さんとともに避難計画を作成し、避難訓練を実施します。
- 舞鶴市からの広域避難に備え、受入体制を整備しています。

知識の普及・啓発

- 市民の皆さんに、原子力防災について知っていただくための広報活動を行います。
- 要配慮者の方々や男女双方の視点に十分配慮した防災知識の普及・啓発に努めます。

防護資機材や測定機器の整備

- 被ばくから身を守るための安定ヨウ素剤や、放射線量を測定する機器などを整備しています。

防災業務を行う人材育成

- 防災業務関係者の人材育成や研修を行います。

⑤ 原子力防災に関するホームページのアドレス



○ 京都市防災危機管理情報館
<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/>



○ 京都市の環境放射線モニタリング
<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000147709.html>



○ 原子力規制委員会
<https://www.nsr.go.jp/>



○ 京都府環境放射線監視
テレメータシステム（ARIS）
※リアルタイムで空間放射線量率を確認できます
<http://www.aris.pref.kyoto.jp/>

京都市行財政局防災危機管理室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075 (222) 3210 FAX 075 (212) 6790

発行年月 令和2年3月 京都市印刷物 第313262号

